鬼北町森林整備計画

計画期間（自　令和４年４月１日　至　令和 14 年３月 31 日）

愛媛県

鬼北町

愛媛県 北宇和郡

鬼北町全図

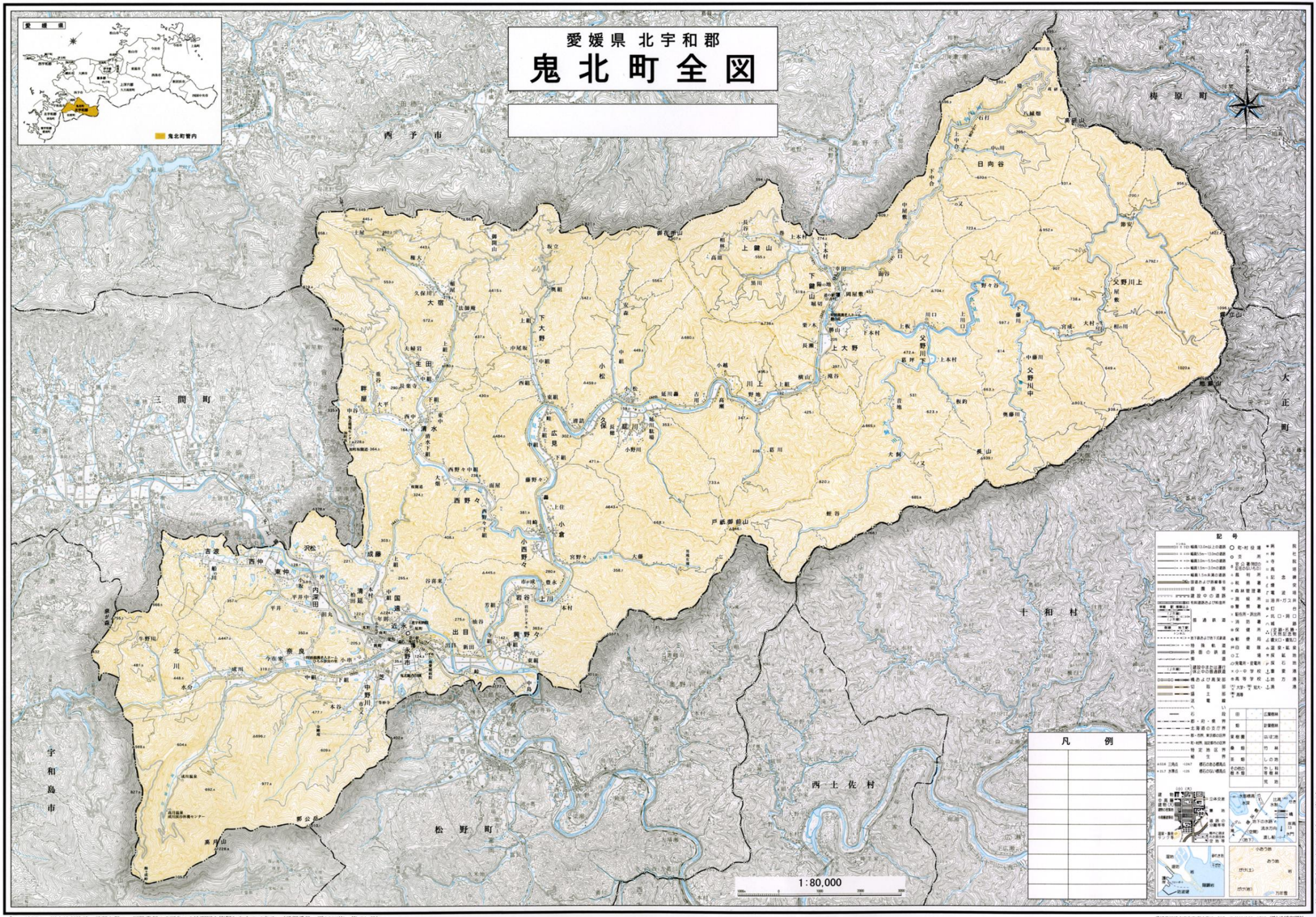

愛媛県北宇和郡鬼北町役場

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号　平16四複、第 79 号）」

愛媛県西予市宇和町卯之町2−537 ☎(0894)62−0592 (株)乙城印刷社

目次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
1　森林整備の現状と課題
2　森林整備の基本方針
3　森林施業の合理化に関する基本方針
Ⅱ　森林の整備に関する事項
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
1　樹種別の立木の標準伐期齢
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法
3　その他必要な事項
第２　造林に関する事項
1　人工造林に関する事項
2　天然更新に関する事項
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
4　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
5　その他必要な事項
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
2　保育の種類別の標準的な方法
3　その他必要な事項
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
2　木材生産機能維持増進森林（木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）の区域及び当該区域内における施業の方法
3　その他必要な事項
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
4　森林経営管理制度の活用に関する事項
5　その他必要な事項
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項
1　森林施業の共同化の促進に関する方針
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

4　その他必要な事項

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

3　作業路網の整備に関する事項

4　その他必要な事項

第８　その他必要な事項

1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

1　鳥獣害防止森林区域及び当該地域内における鳥獣害の防止の方法

2　その他必要な事項

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

3　林野火災の予防の方法

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

5　その他必要な事項

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

4　その他必要な事項

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

2　生活環境の整備に関する事項

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

4　森林の総合利用の推進に関する事項

5　住民参加による森林の整備に関する事項

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7　その他必要な事項

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

鬼北町は、平成 17 年 1 月に広見町、日吉村が合併して誕生した町で、愛媛県の西南部に位置しており、周囲を鬼が城山連峰や戸祇御前山などの深山幽谷に囲まれた中山間地である。

河川は広見川をはじめ、三間川・大宿川・奈良川・日向谷川・犬飼川など幾筋もの河川が町内を縦横に流れ、扇状地や川沿いに開けた河岸段丘を中心に平野が広がっている。

本町の総面積は 24,188ha であり、森林面積は 20,620ha（林野率 85.25%）で、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林面積は 12,541ha（人工林率 60.82%）となっている。このうち約 9 割が伐期を迎えつつある森林や長伐期施業を必要とする 36 年生以上の林分となっており、これらの森林に対する適切な間伐等の森林施業が重要な課題であるが、林業の採算性の悪化や不在村者の増加などにより森林整備が遅れ、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになっている。

このような状況から、遅れている森林整備の実施、停滞する生産活動の活性化を図るため、平成 30 年 1 月に宇和島市・松野町・鬼北町・南予森林組合が共同で設立した一般社団法人南予森林管理推進センターによる町内の森林整備事業の推進や町材木造住宅建築促進事業をはじめとする各種政策の展開しており、未整備森林の解消や森林組合や林業事業体等の育成・強化を図るとともに、森林所有者、町民、森林組合、林業事業体等が一体となって、長期的な視点からの森林づくりと木へのこだわり、町産材の利用の促進、人材の育成等の基本理念のもと、各種施策を推進し、経済性と環境保全の両立を図り、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐ事が今後の課題となっている。

2　森林整備の基本方針

(1)　地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とする。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健文化機能

ア 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

イ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

ウ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

⑤ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵養機能

適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④　保健文化機能

ア　保健・レクリエーション機能

自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

イ　文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

ウ　生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考えに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑤　木材等生産機能

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注１　森林の有する多面的機能については、自然条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではない。

２　これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

(1)　施業の集約化の推進

現地での労働環境の改善と生産コストの削減を図るため、高性能林業機械を中心とした林業機械の導入及び基幹路網を中心とした計画的な路網の整備等の基盤整備に一体的

に取り組むこととする。

また、森林所有者等に対し、施業や経営の受委託を積極的に働きかけることにより、森林組合や林業事業体への施業・経営の集約化を図る。

(2) 流域管理システムの推進

南予流域林業活性化協議会の方針の下に、川上から川下、民有林、国有林が一体となって、生産・流通・加工を通じたコスト削減を図り、その効果を川上に還元する流域単位でのシステムを構築し、関係者間の利害の調整と合意形成を図りながら森林整備や林業生産活動を推進することとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１ 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地　域	樹　種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
鬼北町全域	35 年	40 年	30 年	40 年	10 年	20 年
備考	せき悪林地のマツ類は 35 年とする。					

２ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：　皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて､少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：　択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法の実施にあたっては以下の事項に留意のうえ実施することとする。

ア　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮する。

エ　林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ　持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。

カ　林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。

キ　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

ク　林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて渓流沿い、尾根筋での補助樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

ケ　気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

コ　集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3　その他必要な事項

該当なし

第２　造林に関する事項

1　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1)　人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を以下のとおり定める。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能なコンテナ苗木、成長に係る特性の特に優れた特定母樹優れた次世代精英樹や少花粉スギ等の花粉症対策苗木等の採用に努めるものとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類、ナラ類、その他郷土樹種	

(注)　定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2)　人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨とし、施業の効率性や自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して実施するものとし、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。植栽本数は主要な樹種について既往の植栽本数を勘案して、仕立ての方法別に次表を標準とする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ｈａ）	備考
スギ ヒノキ	密仕立て 中仕立て 疎仕立て	5，000～3，500 本 3，500～2，500 本 2，500～1，000 本	
クヌギ	中仕立て 疎仕立て	3，500～2，500 本 2，500～1，000 本	
マツ類	中仕立て 疎仕立て	3，500～2，500 本 2，500～1，000 本	

（注）　複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ上記に定める植栽

本数のうち、「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を標準として植栽するものとする。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ　その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	気候その他自然条件等を勘案して、全刈地ごしらえ、枝条存置地ごしらえ等を適切に行うこととする。
植付けの方法	原則として正方形植えによる。
植栽の時期	原則として２月から４月の間及び10月から11月の間に行う。

(3)　伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、人工造林を伴うものにあっては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間とする。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についても同様とする。

２　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。別添「鬼北町天然更新完了基準書」により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1)　天然更新の対象樹種

別添「鬼北町天然更新完了基準書」別表－１　天然更新完了基準となる高木種、小高木種の一覧のとおりとする。

(2)　天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の期待成立本数は7,000本/ha、天然更新すべき立木の本数は2,100本以上/ha（ただし、対象区域の70%以上において偏りなく3,000本以上/haを満たしている必要がある。また、周囲に競合する草本植生がある場合には、その競合種の草丈に10cm以上の余裕高を含めた樹高を必要とする。）とする。

樹種	期待成立本数
(1)で示す樹種	7,000本/ha

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための

刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

また、以下のような早期の更新が特に期待できない森林等については、更新補助作業又は植栽により更新を確保することとする。

・　種子を供給する母樹が存在しない森林

・　天然稚樹の育成が期待できない森林

・　面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条、粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、地表かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚樹の生存、生育がササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲を刈り払い、稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目的等に適した樹種を選定して植込みを行うものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所については、目的樹種の発生状況により、必要に応じて優良芽を１株あたり 2～3 本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ　その他天然更新の方法

天然更新の完了の確認については別記「鬼北町天然更新完了基準書」を参考とする。

天然更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るべきものとする。

(3)　伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内とする。

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1)　植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹の人工林で次の項目すべてに該当する森林については人工造林により的確な更新を確保する必要がある森林と見なすことができる。

ア　母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない森林

イ　周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない森林

ウ　林床に更新樹種が存在しない森林

ただし、Ⅳの１の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

なお、天然更新の実施の可否は伐区の態様等に左右されるため、伐採及び伐採後の造林の届出において、5ha 以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合においては、上記に照らして現地確認等を実施して判断することとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
－	－

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

１の(1)による。

イ 天然更新の場合

２の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、2(2)に準じる。

5 その他必要な事項

該当なし

第３ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法（スギ、ヒノキ等）

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案の上実施するものとし、以下を基本とする。

初回の間伐は林冠がうっ閉し、林木相互間に競争が生じ始めた時期に行なうものとし、林齢は 20 年以上とする。その後の間伐は標準伐期齢未満の林分においては少なくとも 15 年に１回、それ以上の林分は少なくとも 20 年に１回、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。特に育成複層林においては、適正な林分構造が維持されるよう配慮するものとする。

間伐の方法は、標準地調査や航空レーザ計測などにより ha 当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め、上層木の平均樹高と林分適正本数から密度管理図により間伐率、間伐

本数を算出し、樹型級区分と樹間距離を目安に選木する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

但し、制限林にあっては、指定された施業要件の範囲内とする。

2　保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹　種	実　施　林　齢	回　数
下 刈 り	ス　ギ ヒノキ クヌギ マツ類	1年生～10年生の間	5～10回
つる切り		8年生～12年生の間	2回
除　　伐		9年生～25年生の間	2回

注　実施時期、実施回数については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断し、施業体系及び現地の実態に即して適時に行う。

下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行う。その際、作業の省力化・効率化にも留意する。

つる切りは、つるの繁茂状況に応じて適切に行う。特に、下刈り終了から除伐までの間に行う。

除伐は、下刈り終了から間伐までの間、造林木の成長に障害を及ぼす天然木や不良木、被害木を中心に行う。ただし、天然木であっても有用な樹種は、極力育成対象とする。

3　その他必要な事項

該当無し

第4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)　水源涵養機能維持増進森林

（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ア　区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が良好な森林、経営管理権及び経営管理実施権の設定が見込まれる森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

イ　施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔

を拡大するとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小することとする。

森林の区域については、別表２に定める。

森林の伐期齢の下限

区　域	樹　種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
鬼北町全域	45 年	50 年	40 年	50 年	20 年	30 年
備考	せき悪林地のマツ類は 45 年とする。					

注）　標準伐期齢に対し、伐期間隔の拡大として 10 年を加えて定めた。

(2)　山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林）

ア　区域の設定

①　山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能の評価区分が良好な森林、経営管理権及び経営管理実施権の設定が見込まれる森林等の土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定める。

②　快適環境形成機能維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林、経営管理権及び経営管理実施権の設定が見込まれる森林等の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定める。

③　保健文化機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、自然公園法に基づく自然公園、森林公園等の施設を伴う森林などの住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が良好な森林、経営管理権及び経営管理実施権の設定が見込まれる森林等の保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定める。

④　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定める。

イ　施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進することとする。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね２倍として、下表のとおり定め、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区　域	樹　種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
鬼北町全域	60 年	65 年	50 年	65 年	20 年	35 年
備考	せき悪林地のマツ類は 60 年とする。					

注）　標準伐期齢の２倍に、おおむねとして 10 分の 8 を乗じ、5 括約で切り上げて定めた。

２　木材生産機能維持増進森林（木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)　区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が良好な森林、経営管理権及び経営管理実施権の設定が見込まれる森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、別表１のとおり定める。

また、木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な森林施業が可能な森林として、別表１のとおり定める。

(2)　施業の方法

施業の方法は、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた造林方法及び伐採方法を選択することとする。また、間伐については、生産目標に応じた間伐時期等の標準を別表３のとおりとし、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。ただし、アカマツの天然下種更新やコウヨウザン等の萌芽更新を行う森林、鬼北町天然更新完了基準で示されているぼう芽更新が期待できる樹種の森林、鉄塔・電線・標識等にかかる森林など例外を除く。

【別表１】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	001、004～462	18,704.85
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林		
快適環境形成機能維持増進森林		
保健文化機能維持増進森林	002、003	132.18
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林		
木材生産機能維持増進森林	001～462	18,837.03
内、特に効率的な森林施業が可能な森林	003、005、007、008、012、013、017、019～030、032、034、035、037～039、041～045、048～051、053～056、058～060、063～102、104～108、110～112、114、	10,490.00

		117～120、123～125、128、133、136、137、139、141、143、145、146、148～152、157、159、161、177、180、185、193、195、201、204、205、214、216、220～222、301、304～312、314～317、322、325、327～333、335、336、338～341、343～345、350、351、353～358、360、369～371、373、375、381、382、385、386、391～393、396、397、400、404～406、410、411、414～416、419、421、422、424、425、432、439、441、442、445～452、454、456～458、460～462	

【別表２】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		001、004～462	18,704.85
長伐期施業を推進すべき森林			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	002、003	132.18
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

【別表３】

<table>
<tr><th rowspan="2">樹種</th><th rowspan="2">生　産　目　標</th><th colspan="4">間　伐　時　期　（年）</th><th rowspan="2">間　伐　の　方　法</th></tr>
<tr><th>初　回</th><th>２回目</th><th>３回目</th><th>４回目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">スギ</td><td>心持柱材生産</td><td>13</td><td>20</td><td>28</td><td></td><td rowspan="4">間伐は林冠がうっ閉し、林木相互間に競争が生じ始めた時期に開始するものとする。
この表は、スギが地位指数19、ヒノキが地位指数 14 の林分を対象にしたものであり、地位の良否、植栽本数の多少等により時期等を調整すること。
間伐の方法は、標準地調査によりha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め、上層木の平均樹高と林分適正本数から密度管理図により間伐率、間伐本数を算出し、樹型級区分と樹間距離を目安に選木する。材積に係る間伐率は35%以下とし、おおむね 5 年後の樹冠疎密度が 10 分の8以上に回復する範囲で行うものとする。
但し、制限林にあっては、指定された施業要件の範囲内とする。</td></tr>
<tr><td>一般建築材生産</td><td>15</td><td>23</td><td>32</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ヒノキ</td><td>心持柱材生産</td><td>16</td><td>24</td><td>33</td><td></td></tr>
<tr><td>一般建築材生産</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td></td></tr>
</table>

３　その他必要な事項

(1)　施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2)　その他

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

「提案型集約化施業」の取り組みをさらに進めるとともに、放置森林や不在村者の森林については、森林所有者に変わり、県、市町や森林組合が連携し、「所有と経営の分離」や「長期の施業受委託」などにより施業を代行する体制を整備することにより、経営規模の拡大に取り組むこととする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者間の合意形成に努め、森林所有者等へ施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲と実行力のある森林組合等の林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図る。その際、長期的な施業委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を促進し、また、地域協議会の開催や所有者情報の利用体

制の整備など、町、森林組合等を交えた一体的な取組みを図ることとする。

3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等は森林経営委託契約等を締結するにあたり、自己所有林は、将来にわたり継続して管理するべきものであることに留意すること。

4　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5　その他必要な事項

該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

森林の所有形態が、5ha 未満の小規模森林所有者が森林面積の多数を占めているうえ、森林所有者の高齢化が進んでいる現状がある。これらの森林を、地形的なまとまりで面的に集約し、施業の共同化を行なうため、町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで推進体制を整備する。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林管理の重要性の周知と経営への参画意欲の拡大を目的とした、地区集会の開催や不在村森林所有者への積極的な呼びかけなど、森林所有者の意識啓発を行う一方で、生産コスト及び労働力の低減を図るための林道、林業専用道又は森林作業道の路網整備を行い、これらの一体的な取組みにより共同化を促進する。このためには、町、県（林業普及指導員）森林組合、林業事業体等の地域の関係者が連携を図り、計画的・組織的に実施することとする。

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を明確にすることとする。

共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互

提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を明確にすることとする。

共同施業実施者が、上記の明確にした事項について遵守しないことで、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の効率性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保させるための措置を取るものとする。

4　その他必要な事項

該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、つつ、開設および改修を進める。また、林業の収益性向上を図るため、高性能林業機械や作業システムの導入を考慮するなど、地域の実情に応じた基盤整備を推進する。

育成単層林等において施業等の効率化に必要な路網を整備し、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、森林の利用形態や地形・地質等に応じ丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

路網密度の水準については、下表のとおりとするが、これは木材搬出予定箇所に適用するもののとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">作業システム</th><th colspan="3">路網密度（m/ha）</th></tr>
<tr><th>基幹路網</th><th>細部路網</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>緩傾斜地
（0°～15°）</td><td>車両系作業システム</td><td>35～40</td><td>70～210</td><td>110 以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中傾斜地
（15°～30°）</td><td>車両系作業システム</td><td rowspan="2">23～34</td><td>52～165</td><td>85 以上</td></tr>
<tr><td>架線系作業システム</td><td>2～41</td><td>25 以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">急傾斜地
（30°～35°）</td><td>車両系作業システム</td><td rowspan="2">16～26</td><td>35～124</td><td>60〈50〉以上</td></tr>
<tr><td>架線系作業システム</td><td>0～24</td><td>20〈15〉以上</td></tr>
<tr><td>急峻地
（35°～　）</td><td>架線系作業システム</td><td>5～15</td><td>－</td><td>5 以上</td></tr>
</table>

注１：　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げ集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

２：　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械

による林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

３：「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定する。

３　作業路網の整備に関する事項

(1)　基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ　基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

開設/拡張	種類	（区分）	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半5年分	対図番号	備考
開設（新設）	自動車道	林道	日向谷～父野川上	日向谷節安	1,000	140	○	①	
〃	〃	〃	父野川上～父野川下	大村犬飼	9,000	1,012	○	②	
〃	〃	〃	川上	広見日吉	2,200	781	○	③	
〃	〃	林業専用道	中野川	中野川市の又	2,000	93		④	
〃	〃	林道	川上～延川	高瀬延川	500	30		⑤	
開設計				5 路線	14,700				

拡張	舗装	林道	小松～ 上鍵山	広見 日吉	10,000		○	③	
〃	〃	〃	日向谷～ 父野川上	日向谷 節安	1,000		○	①	
〃	〃	〃	大宿	久保川	3,300			⑥	
〃	〃	〃	中野川～ 芝	中野川 市の又	1,600		○	⑦	
拡張計				4 路線	15,900				
拡張	改良	林道	生田	ウシノ ネヤ	1		○	⑧	
〃	〃	〃	大宿	久保川	1		○	⑥	
〃	〃	〃	父野川上	大村	5			⑨	
〃	〃	〃	父野川中	藤川	5			⑩	
〃	〃	〃	上鍵山	二子松	1		○	⑪	
〃	〃	〃	日向谷	東津野 城川	2			⑫	
〃	〃	〃	延川	延川	1		○	⑬	
拡張計				7 路線	16				

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2)　細部路網の整備に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として県が定める森林

作業道作業指針に則り開設することとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道を開設、改良した場合は森林作業道台帳に整理し、継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4　その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要である施設は次のとおりである。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
－	－林班	－	－	

第８　その他必要な事項

1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合及び近年増加の傾向にある民間林業事業体は、流域林業の担い手の中心的な役割を果たしていることから、森林施業の共同化により生産性の向上と安定的な事業量確保を促進し、経営基盤の強化を図ることとする。

県普及事業、県森林組合連合会等による実践教育による人材育成と、就労環境や雇用条件の改善を図り、新規就業者への支援体制を整備することなどにより、若者層を中心とした林業就業者の確保・育成を図ることとする。

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の効率化や作業の省力化･軽労化等を推進するため、また、森林を維持管理し、多様な機能の発揮を図るために、地域に適した高性能林業機械による作業を組み合わせ、一体となった生産基盤の整備を促進することとする。また、各種補助事業を活用することにより高性能林業機械の導入を促進することとする。加えて、林業生産性の向上のため、各種研修制度を活用してオペレーターの養成を促進することとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐　倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造　材		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ
集　材		林内作業車・小型集材機・グラップル	林内作業車･小型集材機･フォワーダ・スイングヤーダ・グラップル
造林・保育等	地ごしらえ・下刈	チェーンソー、刈払機・人力	チェーンソー、刈払機・人力

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の利用拡大を図るため、木材製造業者による連携、規模拡大による効率的な生産や

品質管理を徹底し、低コストで品質・性能の確かな製品の安定供給体制を整備し、木材の安定的な需要を確保することとする。

また、需要に応じた原木を的確かつ迅速に安定供給するため、供給サイドと需要サイドの情報を共有することにより、多様化する流通形態に対応できる体制を整備することとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
しいたけ人工ほだ場	上鍵山	乾 0.2ｔ/年 生 1.0ｔ/年	△1				
	下鍵山		△2				
	父野川下	乾 0.2ｔ/年	△3				
	日向谷	乾 0.2ｔ/年	△4				
原木市場	興野々	30,000 m3/年	△5				
	上鍵山	55,000 m3/年	△6				
	上大野		△7				
貯木場	上大野		△8				
製材工場	川上	460m3/年	△9				
	川上	700m3/年	△10				
木製品製造工場	興野々	660ｔ/年	△11				
しいたけ貯蔵選別施設	上大野	6ｔ/年	△1				
しいたけスライス施設		40ｔ/年					
林産物展示販売施設	永野市	496.57 ㎡	△12				

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1)　区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表３に定めるものとする。

(2)　鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進する。

対象鳥獣がニホンジカにあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ　捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表３

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	鬼北町全域	18,837.03

注　森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

また、県、市町及び森林組合等関係者が連携して被害の把握に努める。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1)　森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めることとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2)　その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、市町、森林組合、森林所有者等が連携して被害対策、被害監視から防除実行までを行うこととする。

2　鳥獣害対策の方法(第１に掲げる事項を除く。)

第１の１(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うこととする。

3　林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等を行い、防火対策のために地域住民に対する普及啓発を行うこととする。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

鬼北町火入れに関する条例に従って許可を受けて行うものとする。

5　その他必要な事項

(1)　病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、次により定める。

森林の区域	備考
－	

(2)　その他

該当なし

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

保健機能森林は、保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

森林の所在	森林の林種別面積（ha）	備考

位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
－	－	－	－	－	－	－	－	

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、特定広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

施業の区分	施業の方法
－	－

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1)　森林保健施設の整備

ア　整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設

管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道等

イ　森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

自然環境の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、 地域の実情、利用者の意向等を勘案し周辺の景観と調和のとれたものを整備する。

(2)　立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
－	－	

4　その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

(1)　森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの

第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保するため、経営管理実施権配分計画を公告した後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2)　森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
生田	077～083、098、099、103	567.88
畔屋・清水	065～071、082、073～076、100	547.12
小倉	108～121、146、147	710.46
奈良・中野川	003～019、030～033	1,088.50
大宿	084～097	736.41
川上	182～208	1,356.55
下大野	150～166	956.18
内深田・吉波・東仲・西仲・沢松・清延	001、002、034～048、134～140	1,099.16
北川	020～029	486.72
国遠・成藤	049～060	477.08
小松	167～180	986.66
興野々・上川・岩谷	122～133、141～145	719.71
延川・広見	148、149、181、209～222	940.85
西野々	061～064、101、102、104～107	549.43
上鍵山・上大野・下鍵山	301～316	855.47
日向谷北	317～334	632.40
日向谷奥	335～347	477.47
日向谷下・父野川下	348～366	883.59
父野川上	367～378	546.68
節安	379～391	706.11
屋敷・大村・藤川	392～416	1,220.04
音地・上川口・藤川	417～437	960.11
犬飼・上大野	438～462	1,332.45

２　生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
－	－	－	－	－

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

鬼北町産材を用いた木造住宅の建築に対して補助を行うなど、関係産業に波及する形での地域活性化に取り組むこととする。

4　森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民がウォーキングや自然観察の場として活用できる里山林を整備することとし、国史跡の等妙寺旧境内、成川渓谷休養センター及び節安ふれあいの森を中心に周辺の森林を総合的に整備し、地域住民の生活環境の向上を図るものとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来（参考）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
節安ふれあいの森	節安	2.7ha 体験学習施設 166 ㎡ 簡易宿泊施設 144 ㎡ 多目的広場 1,360 ㎡ 簡易炊事施設 29 ㎡ ブルーベリー畑 870 ㎡ バンガロー104 ㎡			▽1
国史跡等妙寺旧境内	中野川	60ha 展望場 18 ㎡ 参道・散策路 1km	中野川	ガイダンス施設 400 ㎡ 参道・散策路 1km 体験学習広場 1,000 ㎡ 多目的広場（休憩所・トイレ）500 ㎡	▽2

5　住民参加による森林の整備に関する事項

(1)　地域住民参加による取組に関する事項

町内小中学校を対象とした森林・林業教室の開催、緑の少年団活動の支援を通じて森林の重要性に関する普及啓発を行い、青少年に対して森林づくりの参加を推進する。

また、炭焼き体験等を実施し、資源の循環利用についての普及に取り組むこととする。

(2)　上下流連携による取組に関する事項

水分・牛野川地区は、宇和島市の水源として重要な役割を担っており、宇和島市民とともに水源域の森林造成を積極的に推進していくこととする。その他の地区は、四万十川の上流域となることから、清流を維持するためにも下流域の住民との交流を推進し、森林の役割、重要性の相互理解に努めることとする。また、下流域における漁業の振興のため、広葉樹の植栽を積極的に推進する。

(3)　その他

該当なし

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
－	－	－	

7　その他必要な事項

(1)　えひめ森林・林業振興プランの推進について

県においては、木材の循環利用と健全な森林づくりを目指す「えひめ森林・林業振興プラン」を策定している。

本県では、戦後、植林された人工林が本格的な利用期を迎えていることから、新たな木材需要の創出、県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築を図り、地域における豊富な森林資源を循環利用することで林業を地域の成長産業に育成し、自立的で持続的な山村社会を創生する。また、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図り、健全な森林を次世代へ継承する。

この振興プランについては、県民の理解のもと、森林・林業・木材産業に関わる全ての者が一丸となり、チーム愛媛として進むべき方向性を示すものであり、その実現に向け、県や森林組合等関係者と連携し、振興プランの目標達成のため、積極的に参画・支援していくこととする。

(2)　森林施業の技術及び知識の普及指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県の普及指導機関、森林組合、林業研究グループとの連携を密にして、より効果的な普及啓発に努める。

(3)　町有林の整備

本町は人工林を主体に 228.23ha の直営林を所有しており、人工林については路網整備とともに保育・間伐を行い、長伐期施業を目指すものとする。

(4)　制限林に関する事項

保安林その他法令により制限を受けている森林においては、当該制限に従うこととする。

(5)　環境保全の観点から保全すべき森林に関する事項

保全すべき森林が所在する地域においては、住民の意識啓発をはかるとともに住民の参加による機能の維持・回復のための植栽等の実施に努める。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	H22	11,633	5,363	6,270	1,290	644	646	994	500	494	1,504	730	774	3,426	1,711	1,715	4,419	1,778	2,641
	H27	10,705	4,927	5,778	1,159	592	567	831	411	420	1,377	693	684	2,819	1,375	1,444	4,519	1,856	2,663
	R2	9,682	4,463	5,219	874	475	399	714	346	368	1,141	571	570	2,425	1,170	1,255	4,528	1,901	2,627
構成比(%)	H22	100.0	46.1	53.9	11.1	5.5	5.6	8.5	4.3	4.2	12.9	6.3	6.7	29.5	14.7	14.7	38.0	15.3	22.7
	H27	100.0	46.0	54.0	10.8	5.5	5.3	7.8	3.8	3.9	12.9	6.5	6.4	26.3	12.8	13.5	42.2	17.3	24.9
	R2	100.0	46.1	53.9	9.0	4.9	4.1	7.4	3.6	3.8	11.8	5.9	5.9	25.0	12.1	13.0	46.8	19.6	27.1

(資料：国勢調査　※総数には不明分が含まれるため、計と一致しない場合がある。)

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第１次産業				第２次産業		第３次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実数(人)	H17	5,744	984	23	10	1,017	1.417	－	3,300
	H22	4,762	626	61	6	693	1,019	32	3,034
	H27	4,886	719	68	14	801	959	－	3,004
構成比(%)	H17	100.0	17.1	0.4	0.2	17.7	24.7	－	57.5
	H22	100.0	13.1	1.3	0.1	14.6	21.4	0.7	63.7
	H27	100.0	14.7	1.4	0.3	16.4	19.6	－	61.5

(資料：国勢調査　※分類不能の産業があるため、総数は計と一致しない。)

(2)土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野	
							果樹園	茶園	桑園					
実数(ha)	H22	24,187	1,110	843	263		－	－	－	－	20,602	20,602		
	H27	24,188					－	－	－	－				
	R2	24,188					－	－	－	－				
構成比(%)														

(資料：総土地面積は「全国都道府県市区町村別面積調」、耕地面積は「耕地面積調査」、林野面積は「農林業センサス農山村地域調査」)

(3)森林転用面積

年次	総数	工業・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
H22 年	14.38		0.87		0.16	11.50	1.85
H27 年	40.64		4.85		4.05	5.01	26.73
R2 年	8.71		0.02			7.49	1.20

注1　前計画の前半 5 カ年に対応する異動面積である。

(4)　森林資源の現況等

①　保有者形態別森林面積

保有形態		総面積					人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総数		ha	%	ha	ha	ha	%
		20,620	100.00	20,369	13,566	6,803	65.8
国有林		1,765	8.6	1.765	1,024	741	58.0
公有林	計	1,360	6.6	1,343	1,218	125	89.6
	都道府県有林	329	1.6	320	301	19	91.5
	市町村有林	1,027	5.0	1,019	913	106	88.9
	財産区有林	4	0.0	4	4		100.0
私有林		17,495	84.8	17,261	11,324	5,937	64.7

②　在町者・不在町者別私有林面積

	年次	私有林合計	在町者面積	不在町者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	年					
	年					
	R2 年	17,495	11,783	5,712	3,305	2,407
構成比 %	年	100		(100)	( )	( )
	年	100		(100)	( )	( )
	R2 年	100	―.	(100)	(57.9)	(42.1)

③　民有林の齢級別面積

単位　面積：ha

	総数	齢　級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林	18,604	72	35	156	112	138	257	298	925	803	1,843	13,965
人工林計	12,541	54	25	74	89	131	223	270	675	691	1,491	8,818
主要樹種別面積	スギ 4,238	27	6	2		14	9	11	32	81	276	3,780
	ヒノキ 7,398	20	19	62	85	114	202	216	502	512	1,172	4,494
天然林計	6,063	18	10	82	23	7	34	28	250	112	352	5,147
（備考）												

④　保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～１ha	1	10～20ha	16	50～100ha	2
1～5ha	5	20～30ha	3	100～500ha	
5～10ha	8	30～50ha	2	500ha 以上	
				総数	37

（資料：農林業センサス 2020）

⑤　作業路網の状況

（ア）基幹路網の現況

区分	路線数	延長（km）	備考
基幹路網	77	124.660	
うち林業専用道			

（イ）細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	86	76.508	

(5)計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

(6)　町における林業の位置付け

①　産業別総生産額

（単位：百万円）

総生産額(A)			23,922
内訳	第１次産業		991
		うち林業(B)	281
	第２次産業		4,123
		うち木材・木製品製造業(C)	－
	第３次産業		18,770
B+C/A			－%

②　製造業の事務所数、従事者数、現金給与総額

（R1 年現在）

	事業所数	従事者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業(A)	18	342	101,863
うち木材・木製品製造業(B)	3	27	－
B/A	16.6%	7.9%	－%

(7)　林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	66	47	南予森林組合
生産森林組合				
素材生産業	1	15	14	㈱日吉農林公社
製材業	2	20	17	㈱程内製材所 葛川製材㈲
森林管理署				
合計	4	101	78	

(8)　林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
（高性能機械）							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							索引式集材車両
プロセッサ、グラップルソー	5		2	3			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	6		2	4			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	10		7	3			積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機

(9)　林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	ナメコ
生産量 生産額（百万円）	kg	m^3	千本	kg

(10)　森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所　　在	現　況 （面積、樹種、林齢、材積等）	経営管理実施権 設定の有無
1	大宿　084 林班 （小班：23～25、27-2、41、44、60-1、61-1～3）	面積：4.56ha、樹種：スギ・ヒノキ、林齢:45～61、材積:1,613 ㎥	有
2	日向谷　338 林班 （小班：10-1～8）	面積：6.22ha、樹種：スギ・ヒノキ・クヌギ・その他広葉樹、林齢：35～63、材積：1,750 ㎥	有

（注）計画作成（変更）時点の状況について記入する。

(11)　その他必要なもの